

いの力があると思われても、組合の責任者自身がこれに協力する態勢をとることを好まなかつた場合においては、これはみすみすそこに働いておるところの常勤の職員等が、この年金制度の恩恵に浴せなくなると思ふのでございませうけれども、この点はどういふ指導でもって除去するか、ただ組合の自主的な申告のみに待つのか、この点が非常に大事だと思ふので、重ねてお尋ねいたします。

○渡部(伍)政府委員 これは法律の建前からいいますと、予定しておる組合が加入しないことは、全体の計画にそつて来たすわけでありませうから、法律の建前上当然強力な指導をいたすのであります。さらに法律の条項からいいますと、たとへば十六条一項の届出をしなければ、八十二条によりまして過料に処するといふ規定も置きまして、その点は非常に重視しておるわけでありませう。しかし実際の問題といたしましては、お説のような非常に弱体の団体があつたから、相当の人数がかかる。相当強力に指導しなければならぬ、こつちふうに考えております。

○神田(大)委員 その点は非常に大事でございませうが、われわれの懸念しておるのは、十分掛金をかけて共済制度に加入する力があつても、その組合自体がこれに消極的である、そつちふうのことになつてそこに働いておる職員に不利益を来たすようなことのないようにぜひ指導を強力にしてもらいたい。これは厚生年金の場合等におきまして、五人以上の職場であつても、その営業主が掛金をすることをきかづて届け出を怠つて、そつちふうに働いておるところの従業員が非常に不利益を

こうむつておる場合が非常に見受けられる。それと同じような状態が本組合においても行われるおそれがあるのではないかといふことをわれわれは懸念する。特に不振組合の場合は届け出によつてこれをやるんだといふと、不振組合といふものは、一体どの程度をいうのか、どの程度の内容を指して不振組合として届け出を待つてからこれをやるというふうな態度をとるのか、その境目が非常にむづかしいと思ふのでございませうけれども、この点については不振組合といふような線を一体どこに引くのか、この点をお尋ねいたします。

これから再建をするものと仕分けまして、再建をする見込みのあるものにつきましたは、この年金の強制加入の条項を適用していく、こつちふう現実の指導になると考えます。

○神田(大)委員 その点の現実的な指導を十分に、あやまちのないようにお願いしたいといふことを重ねて要望いたします。

それでは私は今度の年金制度を実施することを契機といたしまして、きのうもちよつと関連して御質問申したのでございませうけれども、どうしても役員員の待遇の改善をしなければならぬ。年金制度を作つたからそれで待遇の万全を来たしたといふわけではない。もともと非常に低い待遇に甘んじておる農協の役員員の待遇改善をやらなければならぬと思ひます。これは組合によりますと、今の協同組合その他の農業団体の経営等が役員員の非常な犠牲によつて経営が維持されておる、低い給与でもって経営を保つておる、こつちふうことはいつまでも継続すべきものではないのでございまして、この点について根本的に、少くとも現在国会において提案されておるところの最低賃金制の法案によりまして、最低六千円あるいは八千円といふような最低賃金が審議されておりますけれども、それ以下のような賃金でもって働いておるところの役員員の給与の改善に對して、根本的にどういふ構想と指導を持つておられるかお尋ねいたします。

○渡部(伍)政府委員 給与を受ける面からは、昨日も御説明いたしましたように、どうしても一定の給与がほしいのでありますが、支払う方の能力によつてそれが制限されております。支払う方の団体側の経営を刷新して支払い可能になるようにいたさなければならぬのであります。そのためには協同組合等においては刷新三カ年計画もやつております。そのほか整備特別措置法であるとか、あるいは一般的な農業政策で農家の所得水準を上げることによつて協同組合を強化していく、こつちふうこと以外にはないと思つております。さらにまた当面の問題といたしましては、組合の規模が非常に小さくて職員をかかえるだけの経費が負担できない、こつちふう面も給与水準の低い理由になつておりますから、その点はこの際強力に進めていきたいと思つております。

○神田(大)委員 こつちふうに給与の低い点につきましても、私は組合自体にも相当責任があると思ふのでございませうが、監督する行政官庁にも責任があると思ふ。こつちふうのは今日不振組合になつてから再建整備でもって大きな金を使つておりますけれども、不振組合になる前にどうして防がなかつたことが非常に大事なことです。そつちふう点につきましてもいわけの監察制度の強化とか、あるいは、指導職員の養成とか、そつちふう行政指導が足りないのじゃないか、こつちふう点について、農業協同組合を初め農業団体をちゃんとしたものにすることを、もつとときぜんな態度でもって、予算的にも十分な措置をし、指導人員においても万全を期する確固たる方針を立てて今後進んでもらいたいと思ふのでございませうけれども、この点はいかがですか。

○渡部(伍)政府委員 御承知のように戦後の農業団体は、いわゆる自主独立の民主的な組織である、こつちふう建前

から、お話のように行政庁の強力な指導という面は非常に強く排除されておつたのであります。しかし戦後十数年もたちまして、現在の状況を見ますれば、少くとも農林漁業団体のように組織員が零細規模のものである場合には、行政庁の援助指導といふものがやはり必要じゃないか、こつちふうに再認識をしていふのであります。その点は先般の協同組合法の改正なりあるいは整備特別措置法の改正についていろいろ御指摘をいただきましたので、今後はそつちふう点を参酌いたしまして遺憾のないようにいたしたいと思つております。

○神田(大)委員 そつちふう点について、いつの委員会におきましても、当局の答弁は、今後監督も十分いたし、行政的指導をする上においても万全を期したいといふふうな答弁でございませうけれども、実際面においてはこれがなかなか実現されてない。それから農業団体等も、再建整備をやりましたも、いろいろの障害によつてなかなか所期の目的が達せられない。私はどうか大きな欠陥があるのじゃないかと一つ抜本的な、農業団体が少くとも他の団体に比べて遜色のないだけの経済的な力を持たせるためには、これではどこかに大きな欠陥があると私は思ふ。この一つの欠陥といたしましては、たとへば中金等におきましては、いわゆる系統から集めた資金を系統外に流す、系統機関の強化に役立てない、こつちふうことも大きな欠陥だらうと思ふ。たくさん資金を握つておりながらこれを系統外にのみ利用し、系統でもって十分資金の要求があるにもかかわらずこ

から、お話のように行政庁の強力な指導という面は非常に強く排除されておつたのであります。しかし戦後十数年もたちまして、現在の状況を見ますれば、少くとも農林漁業団体のように組織員が零細規模のものである場合には、行政庁の援助指導といふものがやはり必要じゃないか、こつちふうに再認識をしていふのであります。その点は先般の協同組合法の改正なりあるいは整備特別措置法の改正についていろいろ御指摘をいただきましたので、今後はそつちふう点を参酌いたしまして遺憾のないようにいたしたいと思つております。

れを使わせない、こういうようなやり方
り大きな欠陥が私はあると思う。こ
いうものにメスを入れないで農業団
を強化しようとしてもなかなか強化で
きない。この点についてどうお考えに
なりますか。

○渡部(伍)政府委員 農業団体強化の
一つの大きな困難は、組織員が零細規
模であるということ、それからまた地
域的団体でありますから、その地域に
よって経営の規模がある程度制限され
る、そういうところにあるのでありま
す。これは克服すべき非常に困難な条件
である、こう考えております。運輸手
段なり道路の整備なりあるいは通信網
の発達に従ってこれはだんだん排除し
ていくことはできる、こういうふうに考
えます。さらにまたそのほかの御指摘の
農林中金等の活動の面で改めるべき
点はないか、こういうのであります。
そういう点はわれわれの方でも非常に
努力をいたしております。しかしなが
ら何と申ししても、御指摘の中金だ
けの問題については申し上げますれば、
出来秋に金がうんと余りまして、それ
をやれりどこかに預けて運用しなけれ
ばならない。春には農家の方に預金を
引き下げられるわけでありましてから長
くは運用できない、そういうことにな
りますと、ある程度余裕金の運用につ
いて時期的に他の部面に流れる場合も
あります。しかし農林漁業に対して資
金を融通する場合は、やはり受け入れ
側の金を返す対策というものができな
い、むやみに金を貸し付けるとい
うこともできませんから、資金の融通
と補助金等のうまいかね合せによつて
やはり農業の生産性の向上、あるいは
農家経済の改善に努力していかなけれ

ばならない、こういうふうに考えま
す。

○神田(大)委員 あなたはいろいろの
関係があつて、なかなかこの資金とい
うものはそううまくいわけではないか
いようなことでありますけれども、
農村では非常にこの資金を要求して
るのです。しかもたとえば酪農をやる
としても、あるいはそのほかの副業を
やるにいたしても、資金が足らな
いためにいわゆる農業の生産性とい
うものは高まっていけない、そういう農
業生産力を高める計画的ないろいろな
事業があるにもかかわらず、資金面にお
いて行き詰まっておるということは、
私はあなたも御承知だと思つてゐる。
そういう点について、そういう言いわ
けだけじゃなしに、もっと実質的に日
本の農業を再生産させるための資金的
ないわゆる不備、そういう点をもち
はつきりとあなたは認識してやらなけ
れば、農業団体の振興も農民の経済的
な発達もできないと思つてゐる。この
点ただ単なる言いわけでは僕ら承認で
きないのです。その点ははっきりしてい
ただきたい。

○渡部(伍)政府委員 農林金融には低
利の金が必要になってきます。しかし
これを中金の固有の業務だけで低利の
金を要求しても、もし預金の預かり率
を低くすれば、これはほかの流れてし
まうのであります。従つて中金の農林
漁業金融としての限界があるわけであ
ります。その限界を越えたものはやは
り政府の農林漁業金融公庫の金なり
あるいは災害復興等の利子補給付の金な
り、こういうもので整理していかなけ
ればならない。従ひまして農林金融全
体として考えなければいけないので

あつて、御指摘の点は私今農林中金だ
けの問題をとらえてお答えしました
が、農林中金だけでは限界がある問題
でありますから、たとえば酪農資金で
も家畜導入資金をもつとふやすとか、
あるいは開拓者資金の特別会計でや
つてゐるものをもつとふやすとか、自
作農創設資金をふやすとか、そういう面
は今後大いに努力しなければならぬ。
中金の固有の制度としては限界があ
る、こういうふうに考えます。

○中村委員 昨日中村時雄君より要
求のありました内閣総理大臣、厚生大
臣及び農林大臣の出席要求につきま
しては、総理大臣及び厚生大臣はいずれ
も参議院の予算委員会に出席のため
委員に出席不可能とのことでありま
すので、石井農林大臣臨時代理に副
理の立場を兼ねて答弁していただき
たいと思ひますので、御了承願いま
す。中村時雄君。

○中村(時)委員 了承しかねるけれ
ども、せっかく賢明なる委員長がそ
うおっしゃるのですが、このようにな
る法案に対しては、たとえば短時
日、本日中にこれを打ち上げたいとい
うような御希望があり、何か政治的な意
図があるのではないかと——私自身は
それほどの政治センスがないからわ
りませんが、賢明なる皆さん方の政治
力というものは私は非常に疑いを持
つてゐます。そこできょうは副総理
兼農林大臣兼厚生大臣というような資
格で、私はその意味においてお尋ねを
したい、このように思つておるわけ
です。

町、五十二カ村、すなわち二百三十二
カ所において地方自治体としての年金
制度を実施されておるわけなんです。
東京都におきましても御存じのように
予算の中にはすでに一億二千万円以上
の經常費を作り出してゐる、こういう
ような状態になっておる、ただしこれ
は年金制度としての保障制度以前
のものでありまして、敬告的な意味を
含めたものが大半になっておる、こ
ういふ状態になつておるのであります。

そこで国家が老後の生活を安定さす
というところが一つの大きな社会保障と
しての支柱になつてきておる。これは保
守党であらうと革新党であらうと、全
世界的な課題として問題になつてお
るわけでありまして、その意味におい
て日本は非常に立ちおくれておる、こ
ういふことが言えるわけでありま
す。そこで現在の年金制度を調べてみ
ますと、大体七種類のものがあつて
す。なわち厚生年金保険、船員保険、国家
公務員共済組合、公共企業体職員等共
済組合、市町村組合共済保険、また私
立学校教職員共済組合、文官軍人恩
給、こういうふうに分れてきておるの
であります。これらはすべて一つの
掛金を積んだ人のみとその利点に浴
する、こういうふうな状態になつてお
る、また人数がいろいろと異なつてお
る、二百万人は別といたしまして、大
体利用されてゐる者が一千二百万人、
すなわちこのことは全産業労働者の大
体六五%にしか當つていない。第一次
産業の農業、あるいは商業、その他の
零細企業に働くところの三千万人以上
の人たちは、まだ全然これらの恩恵に
浴されておらない。その基本的な問題

に対しまして、副総理並びに厚生大臣
並びに農林大臣としてはどういふ
な御考えをお持ちになつてらっしゃ
るか。もちろんこれは副総理だけじゃ
ないで、総理大臣の資格もその中に含
めてお答え願ひたい。

○石井国務大臣 農山漁村の人たちに
対しまして国民年金の問題を考へる
べきじゃないかというお話だと思ひま
す。これは農山漁村の人たちをどう
やつて老後も安心できてやつていけ
るかというところに心持ちをいたさな
くちやならぬことは当然でございますが、
私どもは農山漁村だけでなく、国民全
体をそういう立場において考へるべき
ではないかというところで、国民年金制
度というものの構想を持ておる。これ
をどういふふうにしてやつたらいいか
というこの創設準備を進める必要が
ありますので、社会保障制度審議会と
いうものに今諮問をいたしておるこ
ろでございます。この答申を待ちまし
て国民全体の年金制度というものを一
日も早く確立したい、こういうふう
に私どもは考へております。

○中村(時)委員 あなたは今社会保障
制度審議会に対していろいろな答申を
依頼してゐる、こうおっしゃつたので
ありますが、少くとも八年前から社会
保障制度審議会は全国民を対象とする
年金保障制度が最も望ましいといつ
て、すでに逆に申入れをしておるの
です。このことを御存じですか。
○石井国務大臣 そのことは了承いた
しております。
○中村(時)委員 そうするとあなたは
今ごろになつてそういう考へ方を持
つて、そして審議会に対して答申を考
へていらつしやる。ところがすでに審議

会は八年前にあなた方に申入れをして、強硬な態度をとつておる。しかも、昭和二十八年にもかなり具体的な構想を打ち出して、再三政府に勧告をしていらんだすよ。それを今さらになつてあなたが審議会に本年度どうするかどうかといつてゐることは、ちよつとおかしいと思ふのです。そういうようなことをよく考えられて、あなた自身はどういうお考えを持ていらつしやるのですか。

○石井国務大臣 それほど大事な問題であるといふことは私も当然考へております。従つてこれが一日も早く実施に移らなくちゃならないのでございまして、実施についてどういふふうな構想で、どういふふうにするべきかといふことを今審議しておるわけでございます。具体的な方向にだんだん進む状態にあるのでございます。

○中村(時)委員 これは非常に重大な問題なんです、これをあなたに突っ込んでみては総理大臣兼副総理兼……といふようなあなた自身の考え方の中には入つていないようです。だから鋭意もう少し真剣に考へてほしいとこの点は要望しておきます。

そこで今言つたように、八年前から審議会はあなた方に答申をし、二十八年には具体的な問題を持つてあなた方に答申をし、再三再四政府にこの問題はいろいろな角度をもつて陳情しておつたわけなんです。そこで私たち社会党といつたしましても、御存じのように三十一一年におきまして、せめてそれでは慰労年金の制度でも作つていきたい、こういうことによつて法案を提出いたしました、その問題は御存じでございますか。

○石井国務大臣 出ておることは承知いたしております。

○中村(時)委員 あなたはそれも一々隣に聞き合はれて、出ておるか出てないのかを聞いておるようなので、本日は何も知つていらつしやらないのじゃないかと思ふのです。そこでほんとうにあなたがそういう考え方を持つてゐるならば、この私たちの出している慰労年金制度に一つ十分なる審議の機会を与へる御意思がありますか。

○石井国務大臣 私の方といたしましては、社会保障制度審議会には諮問しておるし、また今の問題といたしましては、この農林漁業団体職員共済組合法案を出している関係もございまして、その方をやつていただいて、これを審議することを……

○中村(時)委員 社会保障制度審議会、社会保障制度審議会と言つておられるが、失礼な言ひ分かも知れませんが、ほかの一つ覚えみたいだと言いたくなるのです。というのは、実際には、今言つたように、すでに七年前から審議会は答申をし、二十八年には具体的な案を出してゐた。そのときにあなた方はどういふ審議をなさつたか、具体的に言つてほしい。

○石井国務大臣 審議会から答申があつたとおっしゃいます、それはまだ実際に国民年金保険を実施していくようになつたためのいろいろな問題が論議し尽されてゐないのであります、それを待つてわれわれやつていこうといふわけでありませう。

○中村(時)委員 そういう熱意は、善意に解釈した場合確かにあなたにある。あなたの人柄から善意に解釈するのですよ。その意味において、あなた

はその答申案に対していつごろまでに結論をつけたかといふお考えを持つていらつしやるか。

○石井国務大臣 答申が出次第直ちにこの問題は取り上げて、政府としていろいろ話を進めていきます。

○中村委員 ちよつと中村時雄君に御相談いたしますが、参議院の方が会議を開かれず待つておるようでございしますから、なるべく簡単に一つお願いします。

○中村(時)委員 大体一時間ぐらいの約束が三十分には減らされて、ついに二十分ぐらいに話し合ひをつけてきたわけですが、その範囲内において私の方の質問を終わりたいと思つております。それでは今の問題は、答申案が出れば直ちに政府の中においては十分検討をし、即時実行に移したいといふふううに受け取つてよろしいですね。

○石井国務大臣 これは国民年金保険を取り上げる意思をあらゆる機会に政府が申しております通り、答申がありましたならばなるべく早い機会に取り上げて実施に移すように努力することは当然だと思つております。

○中村(時)委員 それではもう一つお尋ねしておきたいのは、二十八年には具体的な答申案が出されたのですが、その問題に対しては今のところは十分な討議をされなくて、そこであらためて諮問をし、答申案を出してもらう、こういうふうな了解していいですね。

○石井国務大臣 その答申だけでは、まだ十分実施するには、参考とするには、また基本とするには足りない。もっと詳しいものを出していただきたたい。それを無視するわけにはいかないわけでありませう。

○中村(時)委員 それではほんとうにあなたが審議に入つて熱心に検討されたならば、その答申案の中のどういふところに欠陥があり、どういふところがどうなつてゐるかといふこともお聞きしたいが、時間がありませんからその点は省くことにいたします。しかしあなた頭の頭の中で構想を描いておいていただきたいと思ひます。

次に第三点といたしまして、恩給を除くところの、先ほど言ひました七種の中で六種は全部積立金でありますから、厚生年金からはすでに二千億圓、その他が七百八十六億圓という膨大な額に上つておる。そこで現在の資金は大蔵省に大半が年六分の利率でもつて預託されておる。そこでまた共済組合の方は積立金を銀行預金や信託あるいは有価証券あるいは土地といふようなものに投資をしてゐるところもたくさんあるわけでありませう。そういうばらばらの形態といふものを、あなたが先ほどおっしゃつたように、年金は一本にしていききたいといふ基本構想があるんだとおっしゃるならば、それらを統一いたしまして、この投資といふことは非常に危険なものであります。それが絶対のものであるとは言ひ得ない。そこで政府の方といたしましては、それを一本にして将来への年金制度のステップを考へてゐるような方向を持つていらつしやるかどうかお尋ねします。

○石井国務大臣 これはいろいろな場合があると思ひますが、大体におきまして一本化していくべきではないかといふことで、この案を進めております。

○中村(時)委員 そこで次に、現在の農林委員会におきまして、御存じのように農林漁業団体職員共済組合法といふものが出ております。目下審議中でありませう、それを何とかかんとかいいながら、本日じゆうにといふので時間の制約まで受けておる、こういうような状態になつてきてゐる。そこでこの点一点お尋ねしたいのですが、現在この農林協同組合の厚生年金に加入してゐる者が二十四万人おるわけでありませう。そしてそれに対するところの積立金といふものが大体におきまして三十億圓、きのうもその発表があつたわけなのであります。そこで考へ方によりますといふいろいろな問題が出てくる。そういうふうな厚生年金に金を積み立てておる。この金を利用したいといふ考へも出てくるだらうと思ふのです。膨大な金ですから。そこであなたのおっしゃるような、今言つた一本化をはかりたいといふ基本構想を持ちながら、すでに答申案も先ほどの審議会で要求をされてゐるという時期に、もうすぐ目の前にその答申案も出てくるのであらうといふときに、その一本化に対するところの逆行の行き方をとつておると私は考へざるを得ない。そこであなた自身たちがそういう逆行の姿をとるといふところに社会の疑惑が出てくる。すなわち第一次産業である農民自身には何の利益にもならない、恩典はない。しかしそういう人たちにだけに恩典を与えることはおかしいじやないかといふ一つの考へ方が出てくると思ひます。同時にまた農協のそういう職員のみを通じて、あなた方がそういう逆コースの方向をかりにとるとするならば、それは政治的な何ものか

らないということであり、私が今まで聞いておるところでは、そういう問題に船川君が入つておるとは思つておりませんし、まあ出てくれば出てきたときの問題だと思つております。

○中村(時)委員 あなたはもうちよつとすかつた人だと思つていたので、あなたがたは閣議で、中政連から出されるとこの厚生年金の基本がたがたになるので、中政連の方は認めないという発表を新聞でもしているじゃないですか。それを何も知りませんというのはいささか意味なんですか。あるいは腹痛でも起してお休みになつておつたのかもしれないが、そういうことはちゃんと具体的にしているのです。

○石井國務大臣 私自身はどういうわけだか承知しておりますが、出たことは確かにあるようでありますから、政府は取り上げないというふうな意味のことをそのとき話し合つたということだろうと思ひます。

○中村(時)委員 あなたも正直に、そういう話し合いをしておつて、あなた自身は今まで知らなくて、お隣りの方から声があつてそういうことがわかつたということをお直しにおつしやいましたから、これ以上は追及しません。

それで最後に、ゆりかごから墓場までということは社会保障の基本なんであり、そこであつたのうなゼントルマンが、少くともそういう方向に全力を向けてやつていただきたいということを希望します。これは同時に、そういうことは要らぬことかもしれないけれども、あなたが将来総理になる第一歩のステップになるであらうというところを考へるわけですから、鋭意

その方向に御努力をお願いしたいところとを申し上げまして、これをもって終らせていただきます。

○中村委員長 川俣清君。

○川俣委員 時間が非常に制約されておりますので、問題点を抽出して四つないし五つお尋ねしたいと思ひます。

一点は、厚生年金から分離して長期給付を行うのでございまして、従つて貨幣価値の変動というものを長期におわたつて見通していなければならぬと思ひますが、この点について検討をせられたかどうか。

○渡部(伍)政府委員 年金制度は在職期間が相当長期の掛金で、退職後相当長期に支払うのでありますから、貨幣価値の変動というものは当然頭に入れて考へておるのであります。

○川俣委員 現状の貨幣価値がどの程度変動するといふ見通しを立てられたのかどうか。

○渡部(伍)政府委員 具体的に将来の貨幣価値の変動を現在想定することはできません。しかし貨幣価値が変動した場合に、その貨幣価値の変動に応じて手直しをするという前提で考へておるのであります。国民厚生年金におきまして、これは非常に不十分でありますけれども、貨幣価値の変動に対する一応の措置は講ぜられておるのであります。

○川俣委員 そこで前置きとして、厚生年金から分離するといふことは、わざわざ基本体系から分離するといふことは責任を持つた一つの体系を作るといふことでありますから、みずからの責任で長期に見通しをつけないければならぬと思ひます。将来国民年金の方は

一定の見通しをつけるでありまして、あえてそのワクからはずれてこの制度をとられるからには、ある長期の見通しをつけたものでしょう。つけてなければ問題だ。つけたとおつしやるからどんな見通しであつたか、この制度の運営におきましては非常に重要でありますから、誤算があらうとなかろうと、一定の見通しだけはおつしやつていただきたい。

○渡部(伍)政府委員 これはこの法律に基く年金制度だけの問題でなくて、全体の年金制度に共通の問題でありまして、共通に解決される、こういう話し合ひでやつておるのであります。

○川俣委員 これは分離するのですから、分離するといふことはあえて責任を分離するといふことです。厚生年金あるいは国民年金である場合におきましては、国民の大半を対象とするものでありますから、従つてそこに問題の解決は別だと思ひます。あえて分離するからには、分離上の責任を負わなければならぬといふことは理の当然だと思ひます。なるべく右へならせたいというなら分離するといふ理由は薄くなる。

あえて分離するといふことは、責任体制を別に作るということですが、その責任体制にのびた当然の見通しがなければならぬであらう、こうお尋ねしておるのです。

○渡部(伍)政府委員 少し説明が不十分だつたと存じますが、貨幣価値の変動に対してどう処置をするか、その前提となる貨幣価値の変動は共通の問題である、こういうことであります。それに對して処置をしなければならぬといふのも共通の問題であります。最後に、分離すると処置の仕方が、たとえば

公務員の恩給の場合も一種の年金であります。これは全額国庫のまる抱えになつております。ですからまる抱えになつておる分は、一面においてはその変動に對処した処置がしやういふ場合、あるいは逆に税金であるからしやういふ場合がある。こちらの場合は、メンバーが団体と団体の職員でありますから、団体の経済力によつてやはり貨幣価値の変動に對処しやういふ場合、しやういふ場合、これは解釈のとりやうであります。が、やうと思へばやれるといふことはしやういふ、しかし経済力の負担がなければ実行がむずかしい、こういう意味でしやういふ場合、むずかしい場合それぞれによつて違ふのであります。しかししやういふにしても、貨幣価値の変動という一つの共通の事態に對処する処置をする、大体バランスがとれた処置を當然とらなければならぬ、こういう前提で分離の場合には考へておるのであります。

○川俣委員 時間がないからこれ以上申しませんが、あなたの答弁の中に非常に矛盾があるのです。これはこれ以上追及しません。

第二に、農協が本法の適用の大宗をなしておるのであります。農協の発展あるいは健全化あるいはその向上には、かなり米麦の価格が影響を及ぼすであらうと思ひます。別な言葉で表現するならば、米の統制撤廃は農協に大きな影響を及ぼすものだと思います。そこでおそろく農協にそれほどの多大な影響がないものといふ前提、すなわち農協は今後育成強化されていくものだという前提に立つてこの制度の創設だと思ひます。そう理解する。理解が

間違つておればあとで答弁願ひたい。私はそう理解する。そうすると、少くとも米の統制は相当長期にわたつてこれが実行されるものという観点であらうかと思ひますが、この点についてどういふふうに理解しておられるか。これはわざわざ政務次官に聞く必要はない。事務当局でどういふ点を検討されたかどうかといふことです。見通しを開いているのではない。どういふ検討をされたか、何年ぐらひ続くといふふうに見たか、これによつて農協は打撃があるかないかといふことを検討されたかどうか、従つてそこに動いておる職員の身分に大きな変動があるかないかといふことを当然検討されたのじゃないかと思ひますが、どういふ検討をされたか、検討の内容を聞きたい。

○渡部(伍)政府委員 私どもの検討では、御指摘の通り米麦は何と申ししましても農業粗生産額の、これは畜産物を含めまして六割以上を占めておるのであります。これがこの年金制度の中核をなす協同組合の非常に大きい経済的支柱であるといふことは当然考へております。しかしそれと米の統制撤廃とは別な話であります。しかし私の方の検討では、米の統制をはずすといふことは全然考へないで、それは遠い将来そういう問題が現実の問題として取り上げられることはあるかもしれないけれども、この案を立てるときにはそういうことを考へないで、米の統制が継続される前提でこの案を考へております。

○川俣委員 考へないでと言つたりあるいは続くものと思へておる、一体どつちがほんとうなんですか。統制撤廃を考へないでも農協というものが将

来発展性を持つておるものだ、こういう理解の上に立つたという答弁のようでもありますが、また米の統制撤廃というものは農協の健全の上にかなりと、七〇％あるいは六〇％以上の重要性を持つておるものであるから、この制度を統制から米の統制撤廃は当然やらないう意味にもとれた。どっちなんですか。影響がないというの、統制撤廃をやって影響がないのか、統制撤廃をやってもお農協に影響がないという事で影響がないと言われたのか、その点ちよつとあいまいなんです。

○渡部(伍)政府委員 この年金制度と米の統制撤廃とは全然関係ないのでありますが、組合はいずれにしろ日本の農業政策からいえば米麦を中心とした経済事業を行うことは当然であります。しかし私どもの方では、統制撤廃というものを近い将来に、農林省の事務当局としましては、あるいは経済局長としましては全然考えないで、相当将来まで統制は続くものという前提で考えております。

○川俣委員 今のところちよつと十分なんですけれども、統制撤廃が行われないもの、そういうことで農協の堅実性は依然として保たれる、従ってそこに勤めておるところの職員的身分というものについてはあまり大きな変動はない、変動がないばかりでなくて、将来相当水準も上るといふ前提で考えられたという答弁でもありますし、無関係だということ、米麦の統制または価格支持によつて農協というものは左右されないのだ、こういうふうにもとれたのです。どっちですか。

○渡部(伍)政府委員 結論的に申し上げますと、統制撤廃というものは考えないでやっておきますけれども、理屈を言いますから理屈的に答えたのであります。統制撤廃をやって農協は当然自分のものを共販をやって全部やりたらいじやないか、こういう理屈がありますから、そういうものとは関係なしに、結論的には統制撤廃を考えないでこの案を立てておる、こういうふうにお答えしたのであります。

○川俣委員 これ以上は追及しません。問題は農協の健全性をはかるということになりますと、おそらく米麦以外に他に農協の事業を拡大していくというふうな事によつて影響を少くくすると思ひます。そういうことを検討されたいという事は無責任だろと思ひます。現状の職員を維持すること、きゆうきゆうとしてこの制度をとられたという事であります。それならばその前提に身分の不安定になるようなものを、これ以上のものを、行政的にき得るものでありますならば、それを先に除くという大前提を置いてこの制度を進めなければ、いたずらに国民に負担をかける結果になるのではないかと。当然やるべき行政的なものは政府の方針によつて統制されるものは統制されて、こういう方向でいくのだからして農協の職員の身分を安定するのだ、あるいは給与も向上するのだ、従って今政府負担の百分の十五あるいは一人当り百円の事務負担金を将来は減らし得るのだ、こういうことで国民に承認を求めなければならぬものかと思ひ、本体自体がつぶれるかどうかかわらないというふうな不安のものにおいて、

国民に一人当り百円の事務費または国庫負担の百分の十五という事を無責任に課すというものではないと思ひ、一定の見通しを持って、今こういう負担をかけるけれども、将来農協をしてこういうふうな発展させていく、できるだけ国民の負担を軽くするのだから、この分については一般会計で見てもくれというなら、これは筋は通ると思ひます。今どんなに負担が重くても、あるいはあえて耐えるかも知れません。しかしながら疎漏であるために今後国民負担をかけるという事は、これはなかなか容易に、今はできるといってもできないのではないかと。消費米価の場合には国民全体の負担になるから、上げて税金も同じようなものなんです。それでもあえて一般財政の負担に耐え切れないうこと、消費米価を上げるのでありますから、この点については十分検討されていなければならなかつたと思ひます。やや疎漏だと思ひませんか。

○渡部(伍)政府委員 私の方では理屈上からいいますと、米の統制が維持されていくから農業協同組合が維持されていくのだ、こういうふうには当然出てこないと思ひます。統制撤廃をしなくても協同組合は当然存立して発展すべき建前であり、そういう意図で農民が組織しておるのであります。しかし現実の姿は統制によつて非常に仕事やりやすくなつてゐる面は否定することができないと思ひます。従いまして、先ほど申し上げましたように、統制を継続するかしないかという事との関連は、理屈上は当然すぐ出てこない、こういうふうな考えております。

○川俣委員 局長は理屈上出てこないと言ひ、今農林省はどういう見解を持つてゐるか知りませんが、日本の農政関係から見ても、また農業団体から見ても、多くの国民から見ても、もしも米の統制撤廃が行われるといたしますならば、少くとも今の農協というものは、その事業量において、米麦いすれは統制撤廃の結果起つてくるところの打撃は非常に大きい。従いまして、三分の一内外または三割以上が、農協の運営を困難ならしめることなして、それ自体農協から脱落するのじやないかと見られるわけであります。農協自体が安定していかないから、急激な身分が安定していかないから、急激な退職者が出るということになると、この制度というものは破壊せられていくわけなんです。だからこの制度の前提条件について、もう少しきつめたかどうかという事を聞いておるのです。関係ない、関係ないという事を言われるから、ずさんじゃないか、こう言うのです。そういう不安があれば、これは承認することができない。あらゆる検討をしたけれども、これについて確信はある、これなら別です。農協の将来に米麦の影響があまりないのだというふうな簡単なことならば、職員の身分を保障しようという、その保障をするさきに、すでに今日不安だということとです。来年撤廃するといふのは、掛金をかける人はありませんよ。そんな不安定なところに勤めておつて、何らの給付がないという見通しがつくならば、掛金をかける人もない。それ自体出発においてそこを来たす。だからこれは制度が悪いのじやないのですよ。私は制度がいいとか悪いとかい

議論をしてゐるのじやない。勤めておる勤め先の根拠が不安定であれば、この制度というものは不安定だ、こういうことなんです。だから、それが安定しているかどうか、こういうことです。

○渡部(伍)政府委員 これは見解の相違になると思ひますが、川俣委員は、協同組合は米麦の統制で生きておるのだ、極端に言いますとそういう結論であります。私は必ずしもそう考えないのであります。それは考え方の相違じやないかと思ひます。しかし現実の姿は、とにかく統制は別の意味で消費者保護、あるいは農家の経営安定——組合でなくて、農家の経営の安定の意味から、これははずすといふことを前提として、こういうことを考えておられません。相当長期に統制は続くといふ前提で考えております。その結果川俣委員のおっしゃる通りに、組合の健全性に非常に資していくならばなおさらいい、こういうことであります。

○川俣委員 これ以上聞きたくないのですが、農協というても、農協の基盤をなすところの組合員は農民なんです。農民に動揺を与えるようにしたら、農協というものは成り立つていかないのです。すなわち、農民をよくするために職員は働いてゐるのです。働いておる限りにおいて、農民から保障されるのは当然のことなんです。これは問題ないのです。そこで、もしも米麦の統制撤廃が行われるとするならば、少くともその事業というものは、酪農の方に発展していくだろうと思ひます。あなたの言つたのはその意味かと思ひます。それならばやはり酪農と農

民党の諸君もおそらくこの点に關しては御賛成願えると思うのでございまして、（拍手）委員長にお諮りする次第であります。

私の申します修正意見の前に、まず第一に委員長が私たちの質疑の問題の取り上げ方をどう取り上げるか、その考えが一応終了した結果、私の考えている修正案が出てくるわけです。そこ

で委員長の方といたしましたし、一応質疑打ち切りの通告をしていただき、引き続き私の方から修正案を提出します。これで大体委員長の顔が立つと思えますから、一応さういふふうにお取り計らいをお願いいたします。

○中村委員長 他に質疑はありませんか。——他に質疑もないようでありましたから、質疑はこれにて終了いたしました。本案に対し中村時雄君より修正案を提出されました。その趣旨の説明を求めます。中村時雄君。

農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正案
農林漁業団体職員共済組合法案の一部を次のように修正する。
附則第四条中「第二十一条第三項」を「第二十一条」に改める。

○中村(時)委員 ただいまの修正案に關しまして、私の方から案文を読み上げます。
農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正案
農林漁業団体職員共済組合法案の一部を次のように修正する。

附則第四条中「第二十一条第三項」を「第二十一条」に改める。
以上お諮りを願いたいと思います。
○中村委員長 引き続き討論に入ります。討論があればこれを許します。——討論もないようでありますから、これより採決いたします。まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○中村委員長 起立総員。よって本案は修正議決すべきものと決しました。本案に対し芳賀賀君より、自由民主党、日本社会党共同提案にかかる附帯決議をいたしたい旨の申し出があります。この際これを許します。芳賀賀君。

○芳賀賀委員 ただいま可決されました農林漁業団体職員共済組合法案に対して、附帯決議を付するの動議を提出いたします。
農林漁業団体職員共済組合法案に対する附帯決議
本法は、農林漁業団体役員職員の年金制度を確立することにより、これらのものが将来に対し明るい希望をいだき、全員打って一丸となり農山漁民に対する奉仕精神を振起し、組合経営刷新のため安んじて業務に専念することができ、農山漁民あつての団体役員である事実に着眼するとともに、国民の半ばをしめ、かつ労働産業の担い手である農山漁民の社会的、経済的地位を考慮し、政府の協力により、その福祉を積極的に増進するに足る国民年金制度の実現をはかるために万いかなきを期すべきである。

なお、政府は、本法に關しては、特に左記によりその運用に當るべきである。

記

一、本制度による退職給付について
国庫補助を行う対象年令は、五十才以上とせられてゐるが、将来、平均余命の延長等の理由によつて、他の制限における受給開始年令が引上げられるような事態が生じたとしても、本制度においては、農山漁民の現状にかんがみ、今後使用者および組合員の負担の軽減、給付内容の改善、保護施設の充実等をはかる必要があるの、行政措置により一方的に国庫補助対象年令を六十才以上に引上げる等のことがないように注意すること。

二、組合の経常事務費に対する国の補助金は、組合員一人当たり百円と計算されているが、少くとも私立学校教職員共済組合と同程度を補助しうるとする所定経費の増額に努めること。

三、組合員が、本制度の対象とならない他の職場、例えば市町村役場等に移動した場合には、両者間の通算を認めない仕組みとなつてゐるが、このことより、農山漁民の寒慮上、いぢるしい不具合を生ずることが懸念せられるので、近い将来、その欠かざるを是正するような措置すること。

四、本法の制定後、掛金の負担に耐えられず折角の制度の恩恵をうけることができないような団体が生じないよう、新たな角度から不振組合振興対策を再検討すること。

五、各種農林漁業団体間に、著しい給与水準のアンバランスが認められるので、これを逐次是正するよう強力に指導すること。

昭和三十三年三月二十日
衆議院農林水産委員会

以上が案文の内容であります。内容につきましてはすでに先日衆議院委員会において各関係委員から問題点に對しましては質疑が尽されておるわけでありまして。

特にここで指摘したい点は、この農林漁業団体の共済年金法が、これによつて可決されたわけでありましたが、この団体を構成する農山漁民の現在の社会的経済的実情というものが、第一次原始産業のもとに置かれてゐる關係上、その地位が非常に劣悪であるといふことは、これはもう言うまでもない点であります。でありますからして、これを單に農業政策の一環として、今後の農漁民政策を進めるといふことでなくて、むしろ社会保障の立場から、今後農民に對する、あるいは漁民に對する国の年金制度の確立が、本法制定を契機として行われるべきであるといふことは、これは当然必要なことになつてきておるわけでありまして、たとえは政府当局の言明等を聞かして、いまだにこの農山漁民等に對する国民年金制度の問題に對しては、何ら熱意を持ってこれを実施することに對する具体的な内容を持つておらないといふことが明白になつておるわけでありまして、でありますからして、この機会にわれわれは、この制度の実現を機会にして取り残された農山漁民の社会的に不遇な立場にある人たちの国民年金制度の実現をこれによつて推進させる、促進させることができるような端緒を開いたといふことを確認して、この法案にわれわれは賛成したのでありますからして、この点を十分政府において

は配慮せられたといふことをつけ加へまして、趣旨の弁明にかゝる次第であります。

○中村委員長 ただいま芳賀賀君より提案されました附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○中村委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○中村委員長 この際お諮りいたします。水産に關する小委員会の委員の異動に伴う小委員の補欠選任につきましてはすべて委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

〔参照〕
農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出第一二九号)に關する報告書(別冊附録に掲載)

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局